

野田市休日保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第47号

野田市休日保育事業実施要綱の一部を改正する告示

野田市休日保育事業実施要綱（平成15年野田市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。